

一人一人の心がけで ごみステーションをきれいに使いましょう

本市では、環境美化推進員、ごみ当番、区長、区の役員などがごみステーションの管理をしています。環境美化推進員156人の困りごとについてアンケート調査を行なったところ、右のような結果となりました。ごみの出し方について、今一度見直してみましょう。

Q.どのような違反ごみが多いですか

- 1位 分別の間違い
- 2位 収集日の間違い
- 3位 出す時間を守っていない
塗料缶などごみステーションに出せないごみが出されている

ポイント1

**必ず当日の朝8時30分までに
出しましょう**

前日の夜などに出すと、猫やカラスに散らかされたり、放火されたりするおそれもあります。

ポイント2

間違って出してしまい収集されなかったごみは、必ず持ち帰ってください

正しく分別されたものしか市は収集できません。再分別して次の収集日に出しましょう。

ポイント3

間違えやすいごみの分別を見直しましょう

市ホームページ『ごみの分け方・出し方』▶ 

容器包装プラスチック類は資源物Jです

(見分け方) 原則、マークがついています

お菓子や冷凍食品などがはいていた袋類 トレイやカップ麺などの容器類 ペットボトルのふたなどのキャップ類



シャンプーや洗剤などが入っていたボトル類 豆腐パックや卵パック、プリンやゼリーなどのカップ類 発泡スチロールなどの緩衝材



- ・食べ物などが付着しているものは軽く洗い流して出してください。
- ・指定袋（緑）に名前を書いて出してください。

硬いプラスチック製品は燃やすごみです

(見分け方) 原則、マークなし、硬いプラスチックのもの

ボールペン プラスチック製ゴミ箱



プランター、バケツ、洗面器など

※調味料のチューブなどで洗えないものは資源物Jではなく燃やすごみで出してください



- ・指定袋（赤）に入れて出してください。

袋に入れる前に再度『ごみカレンダー』『ごみの分け方・出し方（令和3年4月～保存版）』で確認してください。

来月号では不燃ごみ・特定品目の分別についてお知らせする予定です。

令和5年10月請求分から 下水道使用料が変わります

●問い合わせ先 下水道課 ☎248-1159

下水道事業は、家庭や工場から排出される汚水・雑排水を処理し、きれいな水として河川などに流すことで、水質汚濁を防ぎ、豊かな自然環境の維持に貢献しています。また、衛生的で快適な生活環境を提供しています。しかし、本市の下水道事業は使用料の収入だけでは汚水処理費用を賄えず、累積赤字を抱えています。平成31年3月、市の上下水道事業運営審議会から30%の改定が必要だと答申がありました。また、急な負担増を避けるため、3回に分けて4年ごとに10%ずつ改定することも提案されました。令和元年に1回目の改定を行っており、令和5年10月請求分（9月使用分）から2回目の改定を行いません。今後も下水道事業を持続的・安定的に運営していくため、ご理解とご協力をお願いします。

改定に至ったいきさつや審議の内容などは、市ホームページで公開中▶ 

▼使用料の改定内容

- ・基本使用料が50円(税抜き)上がります
- ・前回の改定と同じ使用料体系“累進制”を採用します



※下水道を使用する人に広く、平等に負担してもらう基本使用料を引き上げます
※多く使うと使用料単価が上がる累進制とします

▼月額使用料(税抜き)

種類		新使用料	旧使用料	
一般汚水	基本使用料	汚水排水量 8 m ³ まで	800円	750円
	超過使用料 (汚水排水量 1 m ³ につき)	8 m ³ を超え20m ³ まで	130円	125円
		20m ³ を超え30m ³ まで	140円	130円
		30m ³ を超え40m ³ まで	150円	135円
		40m ³ を超え100m ³ まで	165円	140円
	100m ³ を超える分	175円	150円	
公衆浴場	汚水排水量 1 m ³ につき	30円	25円	

▼ひと月当たりの使用料差額の例(税込み)

下水道 使用水量	基本使用料のみ 8 m ³ の場合	標準世帯 20m ³ の場合	30m ³ の場合	40m ³ の場合	100m ³ の場合
旧	820円	2,470円	3,900円	5,390円	14,630円
新	880円	2,590円	4,130円	5,780円	16,670円
差額	60円	120円	230円	390円	2,040円

※標準世帯とは、大人2人、子ども2人世帯の標準的な月使用水量を想定しています
※今回の改定は下水道使用料のみです。水道料金に変更はありません
※水道を利用している場合は、上記金額に水道料金を併せて請求しています